



## 学校事務職員と生成 AI

周防大島町教育委員会 教育長 星野 朋啓

学校事務職員の皆さまには、本町の教育推進にご尽力いただき感謝しております。

今回は、生成 AI の進展を受けて、学校事務職の業務や役割がどのように変化していくのかについて、私の考えを2点述べさせていただきます。あくまで現時点での予測であることをご理解ください。

1点目は、生成 AI との協業についてです。これまで、事務職は AI に代替されやすい職種であると指摘されてきました。しかし、当分の間は、生成 AI との協業で学校業務を効率化・確実化することが求められると考えています。この点において、AI 等のデジタル技術を「競争相手」ではなく、「強力な味方」として捉えるマインドセットが必要になります。セキュリティへの十分な配慮は欠かせませんが、まずは生成 AI に触れて、その進化を知ることが重要だと考えています。

2点目は、生成 AI が苦手とする部分でのスキル向上についてです。人口減少等、急速な社会変化に伴い、学校は地域創生への参画を通じて、より多様な役割を担うようになっていきます。また、児童生徒の「生きる力」も「豊かな生活を実現し、幸せに生きていくための能力」を重視する方向へと変化しています。正解のない問いに対して判断し、行動する力が求められる中で、皆さんにも、「問いをもち、情報を集め、自分なりの解決策を考える機会」が増えていくと予想されます。学校運営への積極的な参画やマネジメント能力などの資質・能力の向上は、今後、ますます重要なキャリア形成の要素となるでしょう。

本町の現状や課題を共有しながら、ともに学び、歩んでいけることを願っています。

## 共同実施＝協働実施

拠点校校長 周防大島町立大島中学校長 東原 孝

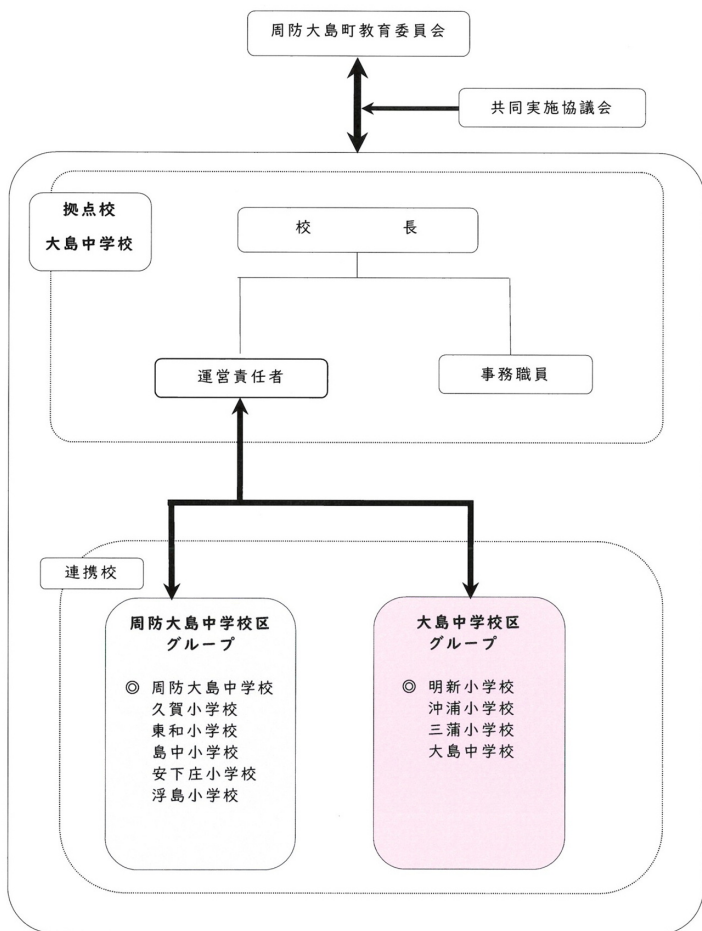
今年度も引き続き、事務共同実施の拠点校として、周防大島町全体の学校事務の効率化・平準化・適正化のさらなる向上に向けて頑張っています。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年度の共同実施の取組として、主に学校の総合力の向上を目指した業務改善に力を入れてきました。そのための一つの手段として、業務支援ツールのオリジナルプリント作成ソフトを購入し、各校に配付したところです。教職員の業務のなかで、名前シールや名札の作成、チラシやポスター、講演会の演題（横断幕）の作成など、様々な用途で使用されることが期待され、業務改善には必要不可欠のアイテムです。本校でもこのソフトが大活躍し、主査にお願いすると、あっという間に期待以上の作品ができあがり、大変重宝しています。このソフトを各学校でしっかりと使いこなすために、共同実施の研修会で何度も研修を重ねたと聞いています。この取組ひとつ取り上げても、周防大島町学校事務職員の皆さんが、教職員の業務改善のために一丸となって立ち上がり、学校事務の効率化・平準化・適正化に向けて「協働」し、しっかりと成果を上げていることがよくわかります。まさに「共同実施＝協働実施」ということを実感しました。この取組の輪が教職員全体に浸透し、いずれは学校総合力のさらなる向上につながっていくことを期待しています。

また、今回の共同実施だよりは、平成19年6月に発行された第1号から数えて通算第101号となります。周防大島町事務共同実施の先人たちが築き上げてきた素晴らしい伝統が、今後ますます発展いたしますよう今年度もご協力をよろしくお願いいたします。

# 令和7年度の共同実施について

令和7年度 周防大島町共同実施組織図



◎はグループ長

- \*町会計事務の手引き全面改訂
- \*サービスについて研修
- \*iPadを活用した備品点検
- \*ラベルマイティ研修



事務の効率化・平準化・適正化  
教育環境の整備  
事務職員の資質能力の向上

**学校の総合力の向上**

「チーム学校」「チーム周防大島」で協働して頑張ります！

## 令和7年4月1日から旅費に関する条例の一部が改正されました

都道府県	基準額(円)
埼玉、東京、京都	19,000
福岡	18,000
千葉	17,000
神奈川、新潟	16,000
香川	15,000
熊本	14,000
北海道、岐阜、大阪、広島	13,000
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	12,000
青森、秋田、茨木、富山、長野 愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知 佐賀、長崎、大分、沖縄	11,000
宮城、山形、栃木、群馬、福井 岡山、徳島、愛媛	10,000
岩手、石川、静岡、三重、島根	9,000
福島、鳥取、山口	8,000

### \* 宿泊費 (旧 宿泊料)

都道府県ごとに定める基準額が上限。  
(宿泊施設の利用料金の額が基準額に満たない場合は、当該宿泊施設の利用料金の額)

### \* 宿泊手当 (新設)

宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費 (夕朝食代を含む) として、一夜につき定額を支給

宿泊施設の利用料金に食事代が含まれるかどうかで支給額が変わります。

	素泊まり	朝食又は夕食付	朝・夕食付	自宅等
宿泊手当 (一夜につき)	2,400円	1,600円	800円	0円